

COPY NO.

写真複写

復
原
出
料

第
一
次

方

面

軍

作

戦

記

(臺灣及南洋諸島)

防
衛
研

昭
和
三
十
一

Monograph No. 52 (Army)

Formosa Area Operations Record
Prepared by First Demobilization
Bureau.

First Mimeographing Aug. 46

Second Mimeographing Apr. 49

(Both issues are identical except
for pagination)

2300.-1
502

防
衛
研
台
灣
2

0000

0002

昭和二十年十月十二日附「戦争記録調査の指示」即ち日本軍

位に同参謀本部の所有する軍部の歴史的諸記録及正式諸記録は本措置によ

た「註」。日本陸軍省と参謀本部は解体し且從來の諸機能は復員局へ移管とな

復員局によつて繼續せられ一環した作戦記録が作られた。これらの作戦記録を

示は「日本戦史」に關する昭和二十年十二月十五日附及同二十一年一月二十一

本作戦記録にある基礎資料は元將校によつて作製せられたものである。此等元將

指揮に當り或は参謀系統に屬したものである。こゝで注意を喚起するの要ある點は

大な破壊のため東京記録は失はれ資料の大半は記憶により再編修せられたことである。

この種記録の作成に當り前に必要なる當時の命令、計畫、部隊日誌等（原本）の大部は作戦間乃至空襲

中に滅失した爲にその數少なく資料編纂の仕事を極めて困難ならしめた。殊にその甚だしかつたのは軍

務局及作戦部にあるべき兵力に關する正式記録を全く缺如してゐた點であつた。然し重要な命令、計畫、

概算等の多くは記憶により再生され従つて原本と一字一句同一とは云へないがそれは概して正確且信據

性のあるものであると思はれる。更に調査の繼續と從來利用し得なかつた原文記録の偶然的發見によつ

て補資料は復員局によつて作られる今後「補遺」に記録せられる豫定である。

「註」本覺書に基づく措置並次で採られた詳細なる諸指示は連合軍司令部第二部長によつて出された。
同第二部長は一九四五年十月二日の連合軍一般命令第九號によつてその計畫を遂行する責任を持
つてゐたものである。

日本陸軍の資料を利用するに當り米國の利益を保護せんが爲、一般命令第九號の第四項に於て日
本政府の保管しある敵國書類及作製記載せる書類の再調査を規定した。一九四六年夏日本政府が
提出した第一回の作戦記録を仔細に検討せる結果日本側に戦史記載の程度に關し誤解のあつたこ
とを認めた。仍つて一九四六年十一月二十一日第二部長は指示を與へた。これによつて日本政府
は更に廣範圍に亘り日本軍の作戦を記録することゝなつた。斯くて第二部は連合軍翻譯及通譯部
に小規模の歴史調査課を設けつゝ全計畫の協調を取り得るに至つた。

52

第十方面軍作戦記録

臺灣及南洋諸島

昭和二十一年八月編製
昭和二十四年四月復製
第一復員局

0004

註

一、本記録は第十方面軍參謀西浦中佐が當時方面軍の收録せる一部の記録資料及備忘等を基礎として回想記述し尙同軍參謀市川大佐及同三浦少佐之を助成して作製したるものなり

二、沖縄作戦に關しては方面軍關係事項に限定し地上作戦並に他方面より實施せられたる航空作戦に關しては夫々「沖縄作戦記録」並に「日本本土よりする硫黄島及南西諸島方面作戦記録（第六航空隊）」に據るものとす

0005